

事務事業評価票

番号	枝番号	事務事業名	部名	課名	所属長名
14	00	老人福祉電話設置事業	福祉生活部	長寿福祉課	原田 康弘
基本事項	基本政策	01	ともに支え合い、笑顔輝くあたたかなまち(健康・子育て・福祉)		会計 01 一般会計
	政策	05	いきいきと暮らせる高齢者福祉の充実		款 03 民生費
	施策	02	高齢者福祉サービスの充実		項 01 社会福祉費
					目 03 老人福祉費
<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 単年度		事業開始年度	平成3 年度	完了予定年度	未定 年度
				<input checked="" type="checkbox"/> 経常	<input type="checkbox"/> 臨時
事業の対象(誰に対して・何に対して)			事業の目的(どういう状態にしたいのか)		
市内に居住する所得税非課税世帯で、電話を保有しない65歳以上の独居高齢者			独居高齢者等で電話を保有しない者に対し、福祉電話を設置することにより、在宅生活の孤独感を和らげ、緊急連絡の手段の確保を図る。		
事業の内容(目的達成のための手段・方法)					
電話加入権、基本料金、工事費を市が負担して、福祉電話を不必要とする日まで、電話を設置する。なお、通話料及び通話料に課される消費税相当額は、電話使用者が負担する。仮に新規申請がない場合であっても、利用料等の支払・管理が必要。					
事務事業の概要	補助・単独	<input type="checkbox"/> 国・県の補助金有り <input checked="" type="checkbox"/> 市単独			
	<input type="checkbox"/> 義務実施事業	根拠法令要綱等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 努力義務実施事業	根拠法令要綱等 老人福祉法第10条の4第2項・西脇市福祉電話設置運営規程			
	<input type="checkbox"/> 任意実施事業	根拠条例等			
	<input type="checkbox"/> 単費上乗せ有り(又は の場合)	根拠条例等			
正規職員が関与すべき法的義務性		<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (該当業務:)			
		法令名・根拠条文			
実施形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・負担金 <input type="checkbox"/> その他()				
	委託の場合 <input type="checkbox"/> 入札 <input type="checkbox"/> 随意契約(契約先:)				

総合計画・行動計画 施策シート

展開方針(年度別事業内容)			優先度						
			<input type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> C				
平成23年度(参考)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	以降					
総事業費	千円	千円	千円	千円	千円				
今後の方向性		今後の方向性の具体的内容							
<input type="checkbox"/> 現状どおり継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 縮小・廃止									
進捗状況						進捗状況の具体的内容・未着手の理由		市長指示事項等	
<input type="checkbox"/> 計画どおり(以上)進行 <input type="checkbox"/> 計画よりも遅延 <input type="checkbox"/> 未着手									
企画政策課 意見					行動計画掲載(企画政策課) <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> C				

		単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
事務事業データ	事業費(予算額または見込額)(A)	千円	398	398	398	398	398
	特定財源		101	101	101	101	101
	一般財源		297	297	297	297	297
	事業費(決算額)(A)		385				
	特定財源		83				
	一般財源		302				
	一般職員所要人員(B)	人	0.05				
	一般人件費[平均給与×(B)](C)	千円	390				
	嘱託・臨時職員所要人員(D)	人	0.00				
	嘱託・臨時人件費[平均賃金×(D)](E)	千円	0				
総コスト[(A)+(C)+(E)](F)	千円	775					
受益者負担額(G)	千円	83					
受益者負担率[(G)/(F)](H)	%	10.7%					
活動指標	名称	支払処理件数	目標値 72件	24件	24件	24件	24件
	実績値	39件					
(目標)	説明	使用料支払処理件数	単価 19,871円				
	達成度	54.2%					
成果指標	名称	請求処理件数	目標値 168件	180件	180件	180件	180件
	実績値	168件					
(目標)	説明	利用者負担金請求件数	単価 4,613円				
	達成度	100.0%					
成果指標	名称	設置台数	目標値 14台	15台	15台	15台	15台
	実績値	15台					
(目標)	説明	福祉電話設置台数	単価 51,666円				
	達成度	107.1%					
成果指標	名称		目標値				
	実績値						
(目標)	説明		単価				
	達成度						

評価実施：平成23年度

1次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性) : 4	事業の必要性 : 1	実施主体の妥当性 : 1
		直接のサービスの相手方 : 1	受益者負担の適切さ : 4	市民ニーズの把握 : 1
	総合評価	評価結果	判断理由	改善策
		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止	電話を保有しない独居高齢者等の緊急連絡の手段としては欠かせない日常生活用具である。貸与基準も所得税非課税世帯である低所得世帯に限定しており、継続実施と判断する。	平成21年度末をもって、「福祉電話相談員」を廃止し、平成22年度からの相談員に係る嘱託職員人件費の経費削減を図った。また、週2回の福祉電話訪問を廃止する代わりに、在宅介護支援センターに委託し、福祉電話訪問対象者への直接戸別訪問へ変更し、安否確認・相談助言などの実態把握業務に見直しを図った。

2次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性) : 4	事業の必要性 : 1	実施主体の妥当性 : 1
		直接のサービスの相手方 : 1	受益者負担の適切さ : 4	市民ニーズの把握 : 1
	総合評価	評価結果	判断理由	改善策
		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止	電話機を設置することができない低所得の高齢者を対象とした事業で緊急時などの連絡手段の確保という点では必要な事業と思われる。 通話料は自己負担であるが、いったん市が支払うため、後の料金徴収に苦勞がうかがえる。将来的には固定電話ではなく、利便性から考えて携帯電話への切り替えについての検討も必要ではないかと思われる。	

3次評価	評価ポイント	事業の優先度(緊急性) :	事業の必要性 :	実施主体の妥当性 :
		直接のサービスの相手方 :	受益者負担の適切さ :	市民ニーズの把握 :
	総合評価	評価結果	判断理由	改善策
		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止・廃止		